

宇和島市協働のまちづくり推進業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
全体評価	業務の実施方針	業務の目的及び内容等の理解度が高く、目的にあった実施方針が示されているか。	10
提案項目	多様な主体との協働における知見や宇和島市民協働のまちづくり推進指針を踏まえた、本市における協働のまちづくり推進に向けた参画促進の機会創出に関する提案	本市における多様な主体との協働における知見や指針、協働のまちづくり推進に向けた参画促進の機会創出等及び協働のまちづくり団体等への伴走支援として課題解決に結びつけることができる提案になっているか。	10
		地域課題解決につなげるための情報共有会議の運営及び協働のまちづくり団体等の交流促進、企画立案支援等、効果的な連携強化につながる提案になっているか。	10
	多様な主体との協働における担い手であるまちづくり団体に対する支援及び担い手育成に関する提案	協働のまちづくり団体等の設立及び活動資源獲得につながる提案がされているか。	10
		効果的なまちづくり推進につながる機会の創出及び実践を通じた担い手育成につながる提案となっているか。	10
	災害発生時における多様な主体との連携強化、効果的な被災者支援に関する提案	災害時、迅速かつ効果的に災害支援団体のコーディネート及び被災者支援を遂行できる提案となっているか。	10
	協働のまちづくり推進のための独自提案	仕様書の業務内容を満たした上で、本市の協働のまちづくりの推進において有益な独自の提案はあるか。また、その具体性はどうか。	10
業務実施面	業務実施体制	業務を円滑に遂行できる体制（類似業務の実施経験を有している者の配置等）が確保されているか。	10
	実施スケジュール	業務内容ごとに、実現可能なスケジュールとなっているか。	10
提案価格	見積金額	価格点（10点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格（提案者が1者の場合は6点とする）	10

2 評価の方法について

- （1）各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- （2）各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- （3）各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。

(4) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定。

ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。

なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定。